

## 英国におけるCAMの現状と鍼およびハーブ療法の法律規制

直本美知

Register of Chinese Herbal Medicine (RCHM)  
Association of Traditional Chinese Medicine (ATCM)

## 要旨

英国には、医師を除いておよそ2,400人が鍼治療を行っている(5,100人が医師、看護師、理学療法士として鍼治療を行っている)。また、約1,300人が専門の団体に所属しながら、各種ハーブ療法を行っている。現在、鍼治療とハーブ療法は法的に規制されていない。ということは、資格の有無に関わらず、誰でも鍼治療やハーブ療法を行うことが可能である。しかし、多くの治療家は自主的に専門団体に所属している。専門団体は、治療家の資格や治療の技術のレベルなどの基準を設定すると共に、その維持と向上に努めているが、団体によってその基準にばらつきがあり一定でないのが現状である。その結果、患者や医療関係者にとって、何を基準にして鍼やハーブ療法の治療家を選べばよいか不明確ではないという問題がある。これらの問題を反映して、2004年3月保健省から鍼治療とハーブ療法を法律で規制する案が提出された。保健省は、無資格の治療家から患者を守ることが必要であると判断し、法律規制案を通して鍼とハーブ療法の治療家たちの意見を募ることになった。

キーワード：鍼、ハーブ療法、イギリス、法律規制、自主登録

## はじめに

英国で鍼(Acupuncture)とハーブ療法(Herbal Medicine)に関する資格が法制化されることが決定した。現在まで、鍼やハーブ療法を行う場合には、治療家がそれぞれの資格を取得し、自主的に専門団体に登録して治療を行っていた。しかし、今後は資格の内容が標準化され、これら二つの専門を代表する機関に登録することが法律で義務づけられることになる。また、この動向に合わせて、2004年3月、保健省から鍼とハーブ療法に関する法律規制案が提出され、この件に対する専門団体や治療家個人の意見が問われた。

## 1. CAMの背景

ここ数年、英国でCAM(Complementary and Alternative Medicine)の popularity が高まり、CAMを利用する人もCAMの治療家も増加している。

CAM関係者は、この15年間、CAMの定義づくりに努めてきた。しかし、最終的には関係者間での合意を得るに至らなかったため、代替案として、CAMに該当するセラピーまたは治療法をリストアップして、各セラピーを定義することを決定したとのことである。

## (1) 代表的なCAMセラピー

鍼(Acupuncture)、カイロプラクティック、ハー

バルメディスン（西洋）、ホメオパシー、オステオパシー（カイロとオステオパシーはすでに法的規制）、アレキサンダーテクニク、アロマセラピー、バッチフラワーレメディ、指圧、マッサージ、リフレクソロジー、ヨガ、中医学（TCM）、中医薬学、アユールヴェーダ、クリスタルセラピー、イリドロロジー、キネジオロジーなど。

2000年に政府が指定した委員会が発表したレポート<sup>2)</sup>によると、1999年の時点でCAMの治療家は約5万人、そのうち法的に規制されている治療家は1万人、そして1年間におよそ500万人がCAMの治療を受けているということである。この中でも、ハーブ療法（西洋、中医薬両方）（利用率第1位：34%）と鍼（利用率第4位：14%）はCAMの中でも利用率が高いというのが現状である。

この人気に伴い、ハーブを含んだ既成薬（内服外服ともに）の数もそれらを利用する人も増えており、既成薬の効能や品質の基準や安全性が問題となっている。

そして、上記の委員会は、鍼とハーブ療法の資格を標準化し、消費者が安全に鍼やハーブ療法の治療を受けられる環境を作ることが必要であるという結果をまとめた。

## (2) 鍼

英国において、鍼治療を行う専門家は大きく二つの種類に分類される。

### 1) 医師、看護師、フィジオセラピスト（理学療法士）

これらの医療関係者は、西洋医学の原理に基づいた鍼治療を行っており（例：トリガーポイント）多くの場合に、治療に健康保険が適用される。

### 2) 1)の医療関係者以外の治療家

これらの治療家の多くは、中医学に基づいた鍼治療および経絡治療やトリガーポイントを取り入れた鍼治療を行っている。これらの治療家は、アキュパンチャリスト（鍼師）または、TCMプラクティショナー（中醫師）と呼ばれている。

アキュパンチャリストの多くは、「British Acupuncture Council (BAcC)」という団体に自主登録している。この他にも、中醫師として中医薬と鍼

の両方を行っている治療家は、「Association of Traditional Chinese Medicine (ATCM)」という団体に所属している。

今回の法律規制は2)の自主登録をしている鍼治療家に適用されることになる。英国には、総計で約7,500人の鍼治療を行う専門家が存在する。そのうち約5,100人が1)の医療関係者、半分以上の2,400人が2)の治療家を含む数となる。この2,400人の中でも、2)で説明した自主的に登録しているアキュパンチャリストやTCMプラクティショナーは、わずか550人ほどで、無登録（どの専門団体にも属さない）で鍼治療（多くは中医薬併用）を行っている専門家の数は2,000人以上に昇ると推計されている。これらの無登録の治療家の多くは、国内至る所にあるTCM薬局（日本の漢方薬局に相当するが、主に中国人によって経営され、資格や登録が不明確な薬局）のようなチェーン店で働いており、専門団体ではなく、地方自治体からそれらのビジネスの運営の許可を得て治療を行っている。この場合、地方自治体によって登録の条件や内容に大きく差があり、資格の有無、資格の内容、治療の技術などの基準が明確ではないという問題もある。

通常多くの鍼やハーブ療法の治療は保険外で行われるため、治療が有料になっている（医師からの治療は国民保険で賄われるため無料である。ただし、日本と同様に給料等から毎月一定の国民保険料が引かれており、ここから支払われているため、医師に診てもらう分は無料というシステムになっている）。さらに、消費者たる患者側からは、これらの治療にかかる際、何を基準にして治療家を選べばよいのかが明確ではないという問題がある。また、医療関係者も、患者にこれらの治療を勧める機会があっても、治療家の資格自体が明確でなければ勧めにくいという事情もある。

そこで、保健省とチャールズ皇太子が主催するThe Prince of Wales's Foundation for Integrated Healthが協力して、独自の諮問委員会を各専門（鍼とハーブ）ごとに設立し、鍼とハーブ療法の資格の法的規制に向けて調査を進めてきた。その諮問委員会のレポート<sup>23)</sup>が2003年9月に発表され、法的規制の具体化が進み、それに基づいて今年3

月に保健省より法的規制の提案書が発行された。この提案書に対して、各団体においてメンバー同士の話し合いが行われ、6月までには各団体の回答、または各メンバーの回答や意見が保健省に提出された。そのため、今はまさに、英国のこの業界は非常にホット (hot) な状況下にある。

### (3) Herbal medicine: ハーブ療法

英国におけるハーブ療法は以下のトラディショナル・メディシン (伝統医学) を含む。

#### 1) Western herbal medicine (ウェスタン・ハーバルメディシン)

西洋のハーブ学に基づいたもので、フィットセラピーとも呼ばれている。この治療家は、メディカル・ハーバリストやフィットセラピストというタイトル (職名) を使用しており、「National Institute of Medical Herbalist (NIMH)」や「Association of Master Herbalists」など (その他あり) の専門団体に自主登録して治療を行っている。

#### 2) Traditional Chinese herbal medicine (トラディショナル・チャイニーズ・ハーバルメディシン)

トラディショナル・チャイニーズ・ハーバルメディシン・プラクティショナー (中醫師) と呼ばれる治療家によって行われている治療で、治療家の多くは「Register of Chinese Herbal Medicine (RCHM)」に自主登録している。中醫師として中医学と鍼の両方を行っている治療家は、前述の「Association of Traditional Chinese Medicine (ATCM)」という団体に所属している。

#### 3) これ以外にもハーブを治療に使用する伝統医学に、スリランカのアユールヴェーダ、チベット・ハーバルメディシン、日本の漢方薬などがあり、各専門団体に登録して治療を行っている。

英国で自主登録してハーバルメディシンで治療している専門家は、合計で約 1,300 人ほどになる。

## 2. 現 状

### (1) 自主登録

英国では、鍼とハーブ療法は医療行為と認められていないので、専門家は上記で説明したような

専門団体に自主登録して、治療を行っている。資格自体は、専門学校や大学のコースで各専門を勉強し、その卒業証明書または修了書 (diploma) が「鍼」であれば鍼治療を行うことのできる資格ということになる。

そして、その卒業証明書 / 修了書を基にして専門団体に登録、登録が認められた場合は、その団体を通して治療のための保険が取得できるという仕組みになっている。こうして初めて安全に治療を行うことができる。

現行の自主登録制には以下の問題がある。

- 1) 各専門団体で、登録条件としての資格やその内容、資格取得コースの種類や質が標準化されていない。従って、患者が治療家を選ぶ際、何を基準にして選べばよいか明確ではない。また、これは医療関係者が患者に鍼やハーブ療法を勧める場合にも共通する問題である。
- 2) 治療家がミスを犯した場合や、患者からのクレームがあった際の処置や対処法が明確でない。
- 3) 無登録、無資格、無保険で治療を行う者は数千人にのぼると予測されており、患者のリスクが大きい。

### (2) 法律規制の利点

この法律規制が実行されると、登録している治療家でなければ専門のタイトル (職名: 例えばアキュパンチャリストやメディカル・ハーバリスト) が使えなくなる。こうなることによって、例えば無資格で治療を行っていた者や治療で問題を起こした者などを取り締まることになるので、治療家にとっては資格の質の向上に繋がるという利点がある。また、患者や他の医療関係者にとっては、治療家の資格やその内容が明確になるばかりではなく、問題が発生した際どこに通報してどのようにそれが処理されるかが明確になると言う利点もある。

### (3) CAM カウンシル

法律規制後の治療家の管理は、CAM カウンシル (仮名) という機関が総括して行うことになるようだ (Figure 1)。この CAM カウンシル (仮名)

下に、ハーバルメディスン、アキュパンチャー（鍼）の機関が属し、治療家はそれぞれの専門に応じて、この機関に登録することになる。中醫師のように、鍼と中医薬を行っている場合は、両方の部門に登録が可能になる。また、CAMカウンシル（仮名）は、他のCAMセラピー（例：アロマセラピー）も将来加盟できるように計画されている。<sup>4)</sup>

#### (4)CAMカウンシル（仮名）への登録

法律規制後は、ハーバリストやアキュパンチャリストとして専門の治療を行うためには、上記で説明したCAMカウンシル（仮名）に登録しなければならない。このカウンシルに登録するためには、規制の実行日までの過去5年間のうちの3年間、専門家として治療を行っていたという証拠として、これまで専門団体に自主登録していた際の証明書や、治療のための保険が必要になる。それと共に、資格の内容や、資格取得コースの詳細、健康診断書、その他にも推薦状や、外国人の場合は英語能力の証明書も必要になる。今まで、治療家として働いていた者も、カウンシルに登録の認定を許可されるためには、これらの条件をすべてクリアしなければならない。

またこの期間中、専門学校やコースなどでこれらの専門を勉強していた学生など、3年間の治療の経験が証明できない者でも、カウンシルがコースや資格の内容を認可した場合は、登録申請が可能になる。

これ以外の者で、カウンシルが認定していないコースで資格を取得した者や、海外のコースで資

格を取得した者で、3年の実務経験がない者は、試験、面接、実技テストなどで個人ごとに審査されることになる。

#### 結 論

英国はヨーロッパの中でも、医師でなくても鍼やハーブ治療が行えるという特殊な国である。この状況に反映して、鍼は西洋医学に基づいた鍼治療から、中醫師が行う鍼治療まであり、また、ハーブ療法も、ウェスタン・ハーバルメディスンからチベットンメディスン、アユールヴェーダ、漢方、中医学とその種類はきわめて豊富である。

しかし、これらの治療法は一般の人々の間にはまだまだ浸透しておらず、治療法や治療家に対する不安もあるようだ。また、多くの医師や医療関係者は、これらの療法を未だに医療としては考慮していないのも現状である。

鍼とハーブ療法が法律規制されるようになれば、資格や資格取得のための教育内容などが標準化されるようになり、これらの療法・治療家の透明化につながると期待されている。また、治療家が医療に携わる者として守らなければならない規律や、またそれを違反した際の制裁処置なども基準化されるため、安全性の向上にもつながる。

治療家のほとんどは、法律規制が個人そして患者のメリットになると受け止めているが、規制事項の多さや内容を懸念する声もある（実際、英国、それ以上にヨーロッパ共同体では規制事が多い。）果たして、本当にこの法律規制が実施されるかどうか、今後の鍼とハーブ療法について、その動向が見守る必要がある。

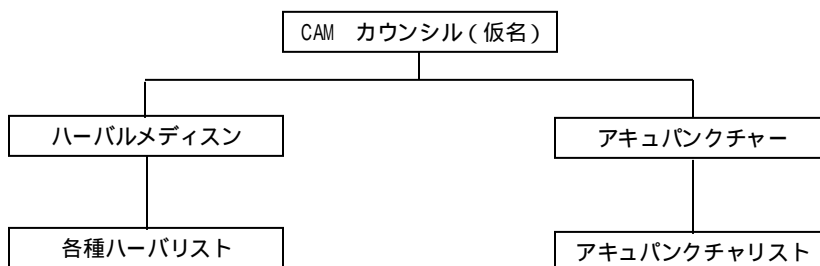


Figure 1 法律規制後の専門機関の構成 (案)

## 文 献

- 1) Select committee on science and technology. Complementary and Alternative Medicine. House of Lords Session 6th report. London. The Stationery Office. 1999-2000.
- 2) The acupuncture regulatory working group. The statutory regulation of the acupuncture profession. London. The Prince of Wales's Foundation for Integrated Health. 2003.
- 3) The herbal medicine regulatory working group. Recommendations on the regulation of herbal practitioners in the UK. London. The Prince of Wales's Foundation for Integrated Health. 2003.
- 4) Department of Health. Regulation of herbal medicine and acupuncture. Leeds. Department of Health. 2004.



## 直本美知プロフィール

Practitioner of Chinese Medicine。滞英歴12年。  
イギリス - 香港 - 日本 - 中国で活動中。2003年ミドルセックス (Middlesex) 大学の中医学科 (Traditional Chinese Medicine : 5年制) を卒業し、鍼灸や漢方薬などの中医学の治療に、西洋のフットマッサージやオイルマッサージを応用した独特な臨床を展開している。現在は、オックスフォードシャーにて英国人の経営するブレイクスピア・クリニック (The Breakspeare Clinic) で治療を行う傍ら、日本の雑誌やウェブサイトにて英国のセラピーを紹介している。

## The Current Situation of CAM and the Regulation of Acupuncture and Herbal Medicine in England

NAOMOTO Michi

Register of Chinese Herbal Medicine (RCHM)  
Association of Traditional Chinese Medicine (ATCM)

### Abstract

There are about 2,400 acupuncturists in the UK who are non-medically qualified (5,100 acupuncturists are medically qualified doctors, nurses and physiotherapists). There are around 1,300 herbalists who practice various forms of herbal medicine, who are also registered with professional organizations.

Currently, the practice of acupuncture and herbal medicine by non-medical practitioners is not regulated by law. However, most of these practitioners are registered voluntarily with professional organizations which monitor the standards of skills and competence of the registered members. This means that anyone can establish him/herself as an acupuncturists or herbalist regardless of the level of training or expertise. Moreover, the standards and responsibilities set by each organization vary. As a result, the public and other healthcare professionals are not clear about the standard of care offered by these practitioners.

The Department of Health has found it necessary to regulate acupuncture and herbal medicine professions, in order to protect the patients and public from untrained or incompetent practitioners. In March 2004, the Department of Health published the proposals for statutory regulation, to seek the opinions of acupuncturists and herbalists.

*Zen Nippon Shinkyu Gakkai Zasshi (Journal of the Japan Society of Acupuncture and Moxibustion, JJSAM) 2004; 54(4): 636-41.*

Key words: acupuncture, herbal medicine, statutory regulation, voluntary registration, professional organization.